様式第１号（第５条関係）

(表面)

白岡市有料広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

　（あて先）白岡市長

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　白岡市有料広告掲載に関する要綱第５条第１項の規定により、広告の原稿、図面等を添えて下記のとおり申し込みます。

　なお、申込みにあたっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載場所及び  掲載枠数 | □　広報しらおか（裏表紙）　　枠  □　広報しらおか（裏表紙以外）　　枠  □　広報しらおか（裏表紙又は裏表紙以外のいずれか）　　枠  □　市公式ホームページ　　枠 |
| 掲載期間 | □　広報しらおか  　令和　　年　　月から令和　　年　　月まで  □　市公式ホームページ  　令和　　年　　月から令和　　年　　月まで |

(裏面)

掲載条件

１　広報しらおか及び市公式ホームページに掲載できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

　⑴　市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

　⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に該当するもの

　⑶　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条に規定する貸金業に関するもの

　⑷　政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

　⑸　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

　⑹　その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

２　広告を掲載できる場所、規格等については、市の定めた基準（別表）によるものとします。

３　掲載料については、白岡市有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。

４　広告の掲載順位は、原則受付順となります。ただし、市内に事業所を有するものの広告は、市外に事業所を有するものの広告より優先します。

５　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。

６　広告の版下原稿又は広告物の作成経費は、広告主の負担とします。

７　次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

　⑴　公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

　⑵　指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。

　⑶　指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかったとき。

　⑷　広告掲載に係る手続等において広告主の虚偽が判明したとき。

　⑸　市の行政運営上支障があるとき。

８　７の規定による掲載の取消し又は事故、天災事変等の不可抗力その他市の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、市はその賠償の責めを負わないものとします。